第一種フロン類充塡回収業者登録申請の手引き

栃木県環境森林部環境保全課

１　登録申請

廃棄される第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）から冷媒として充塡されているフロン類の回収を行おうとする者は、その業務を行う都道府県知事の登録を受けなければなりません。

（１）提出書類（チェックリストとして御使用ください。）

項　　目	説　　明
①　登録申請書 （様式第１）	☐充塡・回収するフロン類の種類と回収機の能力が一致しているか確認してください。 ☐回収能力は、RRC7002 又は JIS B 8629 に基づいたものを記載してください。
②　添付書類	
ア　本人を確認できる書類	**次のいずれか一つ** **☐法人の場合：法人登記簿謄本** **☐個人の場合：住民票（個人番号が入っていないもの）** ※いずれも発行日より３ヶ月以内のもの
イ　回収機の所有権などを証する書類	◆　自ら所有している場合（**いずれかで可**） ☐納品書の写し　☐領収書の写し　☐譲渡書の写し ☐購入契約書の写し　☐販売証明書の写し　など **※所有者及び回収機のメーカー、型番、台数がわかるもの。** ◆　自ら所有していない場合（**いずれかで可**） ☐借用契約書の写し　☐管理要領書の写し ☐共同使用協定書の写し　など **※借用者等及び回収機のメーカー、型番、台数がわかるもの。**
ウ　回収機の種類及び能力を説明する書類	**次のいずれかで可** ☐仕様書の写し　☐取扱説明書の写し ☐カタログの写し　など **※メーカー、型番、回収冷媒番号、吸引力（RRC7002 又は JIS B 8629 の条件で測定したもの）がわかるもの。**
エ　誓約書 （別添様式）	※　次に**該当しないこと**を誓約していただきます。 ・成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ていないもの。 ・フロン回収破壊法に違反して罰金以上の刑に処せられ、２年を経過しないもの。 ・登録を取り消され２年を経過しないこと。
オ　資格証の写し	充塡及び回収をする者または、充塡及び回収に立ち会う者が資格等を保有している場合、資格証等の写し

※上記資料のオについては、参考資料として提出をお願いするものです。

※代理人による申請の場合は､代理人であることを証明する書類(委任状等)を添付してください。

（２）提出方法

①　**申請書及び誓約書には、法人の場合は代表者印、個人の場合は認印の押印が必要です。**

②　必要書類を添付してＡ４縦にまとめ、左側で綴じてください。

③　**提出部数　２部〔正本１部、副本（コピー可）１部〕**

・副本は受付時に、受付印を押印し、その場でお返しします。

・登録更新時等に使用することがありますので、副本は大切に保管してください。

④　**申請手数料として、栃木県収入証紙４，０００円分を申請書の正本に貼付してください。**

※栃木県収入証紙の金額は、平成２７年４月現在のものであり、今後、改定する場合もあります。

⑤ 申請は、原則、窓口に持参してください。ただし、所在地が県外の場合等、持参するのが困難な場合は、郵送でも受け付けさせていただきます。その場合は、事前に申請書類を確認させていただきますので、FAX にて申請窓口に御送付ください。

２　登録の更新

第一種フロン類回収業者は、登録を受けてから５年以内にその更新を受けなければなりません。登録の有効期間内に更新を受けない場合、その効力を失います。登録の更新の申請は、有効期限の３ヶ月前から受付けさせていただきます。

更新の申請書や必要な添付資料、申請手数料などについては、新規登録の場合と同様です。

３　登録の変更届出

第一種フロン類充填回収業者の登録を受けた事業者が、次の事項を変更した場合は、変更があった日から３０日以内に変更届出が必要です。

ア　事業者の氏名又は名称、法人の場合の代表者氏名、住所

イ　事業所の名称、所在地

ウ　第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類

エ　回収の用に供する設備の種類※

※例えば「ＣＦＣ用」と「ＨＦＣ用」をそれぞれ１台所有していたが、「ＣＦＣ・ＨＦＣ兼用」を１台追加した場合等が対象となります。「ＣＦＣ、ＨＣＦＣ、ＨＦＣ兼用」を１台所有していたが、さらに「ＣＦＣ、ＨＣＦＣ、ＨＦＣ兼用」を１台追加した場合は、対象ではありません。

（１）提出書類

項　　目	説　　　明
変更届出書（様式第２）	
ア　事業者の氏名又は名称、法人の場合の代表者氏名、住所に変更があった場合	
添付書類	
ⅰ）本人を確認できる書類	次のいずれか一つ □法人の場合：法人登記簿謄本 □個人の場合：住民票（個人番号が入っていないもの） ※いずれも発行日より３ヶ月以内のもの
ⅱ）誓約書	代表者氏名に変更があった場合のみ
イ　事業所の名称、所在地に変更があった場合	
添付書類	
ⅰ）変更内容が確認できる書類	事業所一覧、顧客あての通知等
ウ　事業所の追加登録の場合	
ⅰ）追加する事業所の内容を確認する書類	登録申請書（様式第１）の「事業所の名称及び所在地」以降に記載したもの
ⅱ）回収機の所有権などを証する書類	◆自ら所有している場合（いずれかで可） □納品書の写し　□領収書の写し　□譲渡書の写し □購入契約書の写し　□販売証明書の写し　など ※所有者及び回収機のメーカー、型番、台数がわかるもの。 ◆自ら所有していない場合（いずれかで可） □借用契約書の写し　□管理要領書の写し □共同使用協定書の写し　など ※借用者等及び回収機のメーカー、型番、台数がわかるもの。
ⅲ）回収期の種類及び能力を説明する書類	**次のいずれかで可** □仕様書の写し　□取扱説明書の写し □カタログの写し　など **※メーカー、型番、回収冷媒番号、吸引力（RRC7002 又は JIS B 8629 の条件で測定したもの）がわかるもの。**
ⅳ）資格証の写し	充填及び回収をする者または、充填及び回収に立ち会う者が資格等を保有している場合、資格証等の写し
エ　第一種特定製品の種類及び充填・回収しようとするフロン類の種類に変更があった場合 **オ　充填・回収の用に供する設備の種類に変更があった場合**	
添付書類	
ⅰ）回収機の所有権などを証する書類	◆自ら所有している場合（いずれかで可） □納品書の写し　□領収書の写し □購入契約書の写し　□販売証明書の写し　など ※所有者及び回収機のメーカー、型番、台数がわかるもの。 ◆自ら所有していない場合（いずれかで可） □借用契約書の写し　□管理要領書の写し □共同使用協定書の写し　など ※借用者等及び回収機のメーカー、型番、台数がわかるもの。
ⅱ）回収機の種類及び能力を説明する書類	次のいずれかで可 □仕様書の写し　□取扱説明書の写し □カタログの写し　など ※メーカー、型番、回収冷媒番号、吸引力（RRC7002 又は JIS B 8629 の条件で測定したもの）がわかるもの。

上記添付書類のイーⅰ）については、参考資料として提出をお願いするものです。

（２）提出部数　２部〔正本１部＋副本１部（副本は、添付資料不要)〕

４　廃業等の届出

第一種フロン類回収業者に登録した事業者が、次のいずれかに該当する場合は、３０日以内に廃業等届出が必要です。

ア　死亡した場合（届出者：その相続人）

イ　法人が合併により消滅した場合（届出者：その法人を代表する役員であった者）

ウ　法人が破産により解散した場合（届出者：破産管財人）

エ　法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合（届出者：精算人）

オ　フロン類回収業を廃止した場合

（１）提出書類

項　　目	説　　　明
廃業等届出書 （栃木県規則様式第１号）	
ア　死亡した場合	
添付書類	
ⅰ）死亡したことが確認できる書類	除籍証明書等
ⅱ）届出者（相続人）と登録事業者との関係が確認できる書類	戸籍謄本等
イ　法人が合併により消滅した場合	
添付書類	
ⅰ）法人が消滅したことが確認できる書類	法人登記簿謄本等
ウ　法人が破産により解散した場合	
添付書類	
ⅰ）法人が解散したことが確認できる書類	破産宣告書等
ⅱ）届出者（破産管財人）と登録事業者との関係が確認できる書類	破産管財人の資格証明書等
エ　法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合	
添付書類	
ⅰ）法人が解散したことが確認できる書類	法人登記簿謄本等
ⅱ）届出者（精算人）と登録事業者との関係が確認できる書類	法人登記簿謄本等
オ　**栃木県内でのフロン類の充塡回収業を廃止した場合**	
添付書類は不要です。	

第三者から廃業等届出がされる場合には、上記書類の提出をお願いします。

（２）提出部数　２部〔正本１部＋副本１部（副本は、添付資料不要）〕

※副本は受付印を押印し、お返しいたします。

＜申請書提出・お問い合わせ先＞

【本社住所が県内の事業者】

○　宇都宮市の場合　→　栃木県環境森林部環境保全課へ

○　宇都宮市以外の場合　→　各環境森林(管理)事務所へ

【本社住所が県外の事業者】

○　事業所が県外または宇都宮市の場合　→　栃木県環境森林部環境保全課へ

○　事業所が宇都宮市以外の県内の場合　→　各環境森林(管理)事務所へ

番号	所管区域	提出先	電話番号	所在地
①	宇都宮市、県外	県環境保全課	028-623-3188	宇都宮市塙田 1-1-20
②	鹿沼市、日光市	県西環境森林事務所 環境対策課	0288-23-1000	日光市瀬川 51-9
③	真岡市、上三川町、益子町 茂木町、市貝町、芳賀町	県東環境森林事務所 環境対策課	0285-81-9002	真岡市田町 1568
④	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町	県北環境森林事務所 環境対策課	0287-22-2277	大田原市中央 1-9-9
⑤	足利市、佐野市	県南環境森林事務所 環境対策課	0283-23-4445	佐野市堀米町 607
⑥	栃木市、小山市、下野市、野木町、壬生町	小山環境管理事務所 環境対策課	0285-22-4309	小山市犬塚 3-1-1

※　栃木県収入証紙は、足利銀行県庁内支店、栃木県職員生活協同組合売店、栃木県猟友会各支部及び栃木県食品衛生協会各支部で扱っております。

＜申請書様式のダウンロード＞

申請書様式については、栃木県公式ホームページからダウンロードすることができます。

手順は以下のとおりです。

①県HPトップページ右下にある、各種手続・入札内「・電子申請・様式ダウンロード」をクリック
②「栃木県電子申請システム」のバナーをクリック
③ページ右上にある「申請書ダウンロードへ」をクリック
④手続き名に「フロン」と入力し、検索
⑤検索結果の「第一種フロン充填回収業者関係申請」をクリック
⑥ダウンロードページに飛びますので、ダウンロードファイル1「申請様式.zip」をダウンロードしてください

又は

①県HPトップページの「くらし・環境」をクリック
②「環境」の項目内の「・環境保全」をクリック
③「・化学物質」をクリック
④「・フロン排出抑制法」をクリック
⑤手続き案内の項目中の「・各種申請書様式のダウンロード(外部サイトへリンク)」をクリック
⑥ダウンロードページに飛びますので、ダウンロードファイル1「申請様式.zip」をダウンロードしてください

登録申請窓口一覧

① 県環境保全課

栃木県環境森林部環境保全課　大気環境担当（県庁舎本館11F）

〒320-8501　宇都宮市塙田1-1-20　　電話 028-623-3188　　FAX　028-623-3138

受付日／月曜日～金曜日（祝祭日及び12月29日～1月3日を除く）

受付時間／8:30～17:15

② 県西環境森林事務所　環境対策課

〒321-1263　日光市瀬川51-9　　電話　0288-23-1000　　FAX　0288-23-1002

受付日／月曜日～金曜日（祝祭日及び12月29日～1月3日を除く）

受付時間／8:30～17:15

③ 県東環境森林事務所　環境対策課

〒321-4325　真岡市田町1568番地　　電話　0285-81-9002　　FAX　0285-81-9006

受付日／月曜日～金曜日（祝祭日及び12月29日～1月3日を除く）

受付時間／8:30～17:15

④ 県北環境森林事務所　環境対策課

〒324-0056 大田原市中央1-9-9(那須庁舎3階)　 電話 0287-22-2277　 FAX 0287-28-9077

受付日／月曜日～金曜日(祝祭日及び12月29日～1月3日を除く)

受付時間／8:30～17:15

⑤ 県南環境森林事務所　環境対策課

〒327-8503 佐野市堀米町607(安蘇庁舎2階)　 電話 0283-23-4445　 FAX 0283-22-5113

受付日／月曜日～金曜日(祝祭日及び12月29日～1月3日を除く)

受付時間／8:30～17:15

⑥　小山環境管理事務所　環境対策課

〒323-0811　小山市犬塚3-1-1(小山庁舎3階)　　電話　0285-22-4309(代表)　　FAX　0285-26-2000

受付日／月曜日～金曜日(祝祭日及び12月29日～1月3日を除く)

受付時間／8:30～17:15